

## 競 売 開 始 決 定

当事者

別紙目録のとおり

申立人は、千葉地方裁判所平成27年(ワ)第1495号建物区分所有権等競売請求事件の確定判決に基づき、別紙物件目録記載の不動産の競売を求めたのでこれを相当と認め、換価のための競売手続を開始し、申立人のためにこれを差し押さえる。

平成27年11月20日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判官 甲 良 充一郎

---

申立人が提出した民事執行法181条1項から3項までに規定する文書の目録(同法195条により準用)

上記建物区分所有権等競売請求事件の第2回口頭弁論調書(判決)正本及び確定証明書

---

